

【町民生活部】 施政方針

子ども家庭センターについて

- 江口委員 はい。8番、江口智子でございます。施政方針の11ページ、子ども家庭センターの設置に向けての検討をしていくという部分についての質問をさせていただきます。2025年度以降の設置ということで、周産期から子育て世代までの一元化した保健センター及び子育て支援課を一体的にというふうな説明でありましたけれども、具体的に設置する場所はどこなのか、検討されておられたら教えていただきたいと思っております。
- 子育て支援課長 子育て支援課長の吉田といいます。ただいまの江口委員の質問にお答えさせていただきます。子ども家庭センターの概要について、まず簡単にちょっと説明させていただきますと思いますが、令和4年度に児童福祉法の改正によりまして、新たに創設された制度でございます。この子ども家庭センターの業務としましては、子ども家庭支援全般に係る業務や支援の必要性のある妊産婦や子ども等のいる家庭への支援業務ということで、子どもや子育て家庭の相談や支援業務を総合的に行う組織となります。現在、子育て支援課で行っている子育て支援包括支援センターですとか、児童虐待に係る要保護児童対策協議会の業務ですとか、保健センターでも行っております子育て世代包括支援センター、それぞれの部署で行っておりますが、子ども家庭センターを設置することで一体的に行っていきたいと考えておりまして、部署としましては、子育て支援課を事務局としまして、保健センターと子育て支援課で、今までどおり業務内容としては変わることなく体制を構築、強化して実施していくものになりますので、どこに部署を置くかっていうことでいけば子育て支援課になりますけど、今と変わらずやっていく形になるかと思っております。以上でございます。
- 江口委員 はい。8番、江口でございます。これについて厚労省の資料を見ましたところ、各自治体によって地域の課題について様々な取組をされておりました。例えば子育て世帯を訪問し、育児や家事の支援を行っている自治体、また課題のある就学児童への支援など、様々な紹介されておりましたが、中標津としては中標津の子育て支援に対して何か特化をした、こういう取組をしたいというふうなビジョンがあれば伺いたいと思っております。
- 子育て支援課長 はい。子育て支援課長の吉田です。ただいまの江口委員の質問にお答えいたします。中標津町に特化するということになりますと、うちの町要保護児童対策協議会が平成18年から、この協議会ができる前からネットワークとして作っておりまして、町全体として児童虐待に関わる体制というのは、他よりも体制が充実してるのかなというところは自負してるところでございますが、その辺は、さらにこのセンターを作ることで、さらなる連携の強化という部分では、早期発見、早期対応等は期待できるかなと思っております。以上でございます。

【町民生活部】 一般会計予算歳出

町有会館運営管理経費

- 高橋委員 はい。9番、高橋善貞です。主要施策ナンバーの18番、町有会館運営管理経費について質問させていただきます。町有会館といっても実際には町内会が町内会館として利活用しているわけです。この現状から考えますと、主要施策の摘要欄に記載している修繕工事の屋根塗装、雨漏り補修、これについてはですね、現在加入率が30%に近づいて、会館運営資

金が不足している、すみません。主要施策ナンバーの 42 番になります。町内会が所有している会館についても、同様の修繕費等の補助が必要じゃないかと思うんですが、その辺はどのように考えますか。

○吉田委員長 生活課長。

○生活課長 はい。生活課長田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問に御答弁申し上げます。まず修繕料につきましては、現状の建物の状況を勘案しまして、新年度、屋根の補修と会館の雨漏り修繕を予定してるところでございますけれども、今の御質問にありました民間の会館も含めての補助なりの支援というふうなお話でしたけれども、町有会館はもちろん町の方で整備していくことになっていきますが、民間の会館でございますけれども、こちらにつきましては要件を満たした場合ですね、新築の場合は上限 800 万円の支援、それから増改築ですとか補修工事にも一定程度補助が出るということで、町内会館、地区会館の建設補助要綱に定めて支援しているところでありますが、新年度につきましては地域との協議も含めて案件としては挙げておりませんが、そういった制度も活用していただきながら、適切に管理していきたいというふうに考えております。以上です。

○吉田委員長 よろしいですか。はい。高橋委員。

○高橋委員 町内会館が所有している町内会館なんですが、これについて行政から町内会を新しく建てる時には上限 800 万でしたっけ。この補助があるのは皆さん知ってますけど、屋根とか塗装だとかいろんなそういう補修に対しても、町の方で要求して修繕費が出してもらっていることは周知されていないと思うんですが、これ要綱要領にきっちり載っていましたか。

○吉田委員長 生活課長。

○高橋委員 はい。生活課長田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。新築の場合ですと、地域の方からも相談、やはりございますので大きな金額になります。こういった支援制度もございますよというふうなアナウンス、協議させていただいた上で予算要求という流れになっておりますが、今御指摘のありました修繕等につきましては、町の方で積極的に周知 PR していることは現状ございませんでしたので、その辺りの周知方法、相談を受けた際には、こういった制度もございますよということで、検討を促すような形で進めていきたいと思っております。以上です。

生活バス等運行事業

○高橋委員 はい。9 番、高橋善貞です。戻ってすみません。主要施策の 37 番になります。主要施策 37 番、生活バス等運行事業です。これについてはですね、昨年度の事業として主要施策に挙げていた地域公共交通計画推進事業が、いつの間にか本年度はこの事業に含まれてしまっています。昨年別扱だったんですが、昨年度の事業費 738 万円が昨年度の事業から除外されています。本来なら今月中に最終的な報告書を印刷製本して配付しているはずだった事業です。これのなぜこの事業が完了出来ないで継続されて、また新たな予算を組んで再計上したのか、この理由を教えてください。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問に御答弁申し上げます。まず予算につきまして、令和 4 年度、初年度は 700 数十万円の予算だったと思っておりますが、5 年度につきましては 380 万程度の予算で、引き続き地域公共交通計画の策定支援ということで、専門家にも入っていただきながら計画作りをしたところでございます。御指摘のあった計画書につきましては、昨年 7 月に完成しております。委員会の方でもこういった計

画案になっていますよというような話もさせていただきましたが、完成した成果品につきまして全て印刷して議員皆さんの方にお配りしていなかった点は申し訳なかったと思っておりますが、昨年7月に策定いたしました、ホームページ等で公表しているところでございます。委託業務、失礼いたしました。そうですね、計画推進、計画の支援と策定支援という部分と、3年目に入りますが計画推進ということで切り替わってございます。これはちょっと分かりにくくて大変申し訳なかったんですが、4年5年をかけまして計画作りやってみました。そして6年度につきましてはこの計画、町の町内、市内循環、それから町有バス3路線、これらを再編するに当たって、計画、作られた計画をこれから推進していくという部分で専門家にも支援いただきながら、3年目進めていきたいというような立てつけでございます。以上です。

○高橋委員 令和5年度とほとんど同じような予算で、この契約した相手、NPO団体に対してまた再度370万ぐらいですか。400万近い金額をまた今年計上して、また同じような事業費でやるとなれば、昨年の主要施策の説明資料では、今年の先ほど言ったとおり、3月中に終わるはずだった。それがまた同じ予算を組んでまた同じようなことをやる。要するに出来ていなかったというふうにしかな考えられないんですよ。だとしたらこのNPO団体に対して民間と同じように、やはりこれ契約違反ですから、違約金になるんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺は違うんですか。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。まず業務の進捗につきましては、我々予定どおり、4年度、5年度、進んでいると思っておりますし、先ほど御説明したとおり、令和5年の7月に無事策定はしております。しかしながら、やはりこの計画をどのように進めていくのか、その計画一つ一つの計画を検証して、またそれを実証をしていかなきゃいけない。もしかしたら修正が必要かもしれない。そういった部分では、3年目においては全く継続はしているんですが、全く違う業務として捉えておりまして、計画の推進のために御協力いただくという形になっておりますので、予定の作業は終わっていると認識しておりますので、違約金等々の話にはならないかなというふうに認識しております。以上です。

○高橋委員 分かりました。同じ作業ではないというふうに理解してもいいんですが、このNPO団体に対して、令和6年も随意契約で同じ団体に委託する計画でいるんでしょうか。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。やはり、4年度5年度という流れがございます。中標津の地域公共交通にも非常に詳しく、また専門家の立場で外からの目線でいろんなアドバイスもいただいております。まさしく再編の案、今、いろいろと検討してる最中ではございまして、今週の木曜日、3月14日にも活性化協議会法定協議会を開いて、その中で計画案についてさらに審議を進めていく予定となっております。したがって、3年目につきましても、この流れを踏まえまして、しっかりと計画検証して、新たな市内の再編に向けて進めていきたいと考えておりますので御理解いただければと思っております。以上です。

全町内会連合会活動推進事業

○平山委員 1番、平山光生です。主要施策番号41番、全町内会連合会活動推進事業について質問させていただきます。町内会の取組について、施政方針においてですね、加入向上に向けて全庁的な議論を展開し、町民の主体の実現に向けて取り組んでまいりますというふうに記載があったところですが、今回この委員会内のときに確認したところ、のぼり、これから

ですね、のぼりについて町内会に入りませんかというのぼりについて掲示はあるが、その他については今までどおり、窓口において町内会の加入を促進するというお答えをいただいております。窓口DX等も始まって、そういうふうにワンストップ等が始まってくるんですが、町内会について促進を促します、協議をしていきますという中で、今までどおりだけでは足りないと思うんですが、新しい取組について他に何かございませんでしょうか。教えてください。

- 生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの平山委員の御質問に御答弁申し上げます。先週の委員会でも、お話ございまして御指摘のとおりだったんですけども、のぼりの掲示は間もなくされますが、協議会の設立ですとか、外部からの専門家の支援というような話もございました。具体的にまだ全町連、会長を含めて十分な議論というのはまだちょっと行っている状況にはございませんが、先週もお答えしましたとおり、引き続き、こういった町内会に対する、これはもう630万の予算につきましては運営補助金になりますけれども、こういった支援を継続していくこと、それから窓口の支援ですとか、できることを一つ一つやっていきたいと思っております。その先に、今言ったような新たな動きですとか、引き続き検討していきたいと思っておりますし、施政方針の話ありましたが、各担当においてですね、どのような関わりがあるんだろうかといったところも、生活課が全て考えることではないというふうにも思っております。それぞれの所管で町内会といろいろ、いろいろな関係といいますか、関わりがあるんじゃないかなというふうな話がありますので、その辺りも引き続き調査といいますか、協議を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

全町内会連合会活動推進事業

- 高橋委員 9番、高橋善貞です。41番、全町内会連合会活動推進事業について質問させていただきます。質問は若干かぶるところもあるんですが、町長の施政方針演説にも取上げられていました。翌日の3月6日の釧路新聞では、大見出しで、町内会加入改善へ本腰というような掲載もされておりました。しかし、予算を見ると、令和4年度から同額の630万と計上されているんです。先ほど言った9月定例会の厚生常任委員会からの委員会代表質問で、フォーラムを開催します、のぼりも設置します、コンサルタント等へも相談もいたしますというような答弁があったんです。これについては、もう一度確認なんですが、行政側からの金銭的な支援は全くなしでやっていくっていう考えで、あくまでもこれは主体となるのは、もしもこれを実施するとしたら、全町内会連合会でやってくださいっていうことなんですか。もう少しこの事業に対して、詳しく説明をしていただきたいんです。
- 生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。具体的な施策ですとか予算がないのではないかとこのところでございますが、確かに過去、昨年の代表質問、それから一般質問の中で町内会の推進について、加入率向上に向けていろいろと議論はされているところでございますが、まず先ほどちょっとお話重複しますが、630万のこの予算につきましては、全町内会連合会の人件費並びに活動費の支援という補助金という扱いでございますので、全町連が毎年といいますか、経常的に予定している業務を淡々とこなしていくと。もちろんその中には、総務事業の中で、町内会加入促進事業というような太い施策もあるというふうに認識しております。のぼりの件ですとか、フォーラムですとか有識者の話ありましたが、6年度の予算にはその辺り、町としての予算という部分では計上は確かなっておりませんが、まだまだ議論が必要だと思っておりますし、先生を呼んで何百万という形で外部から呼ぶというのは、お話あったんですけども、その辺り

の是非も含めてですね、やはり今、全町連といろいろと検討していかなきゃいけないというふうに考えておりますので、そういった状況になりましたら、ちょっと6年の春には間に合いませんでしたけれども、何らかの形ではというふうな考えでおりますし、加入率が今下がっております。この加入率の曲線を横ばいにする、あるいは回復していくというのは非常に困難な部分ではあるんですけども、何かそういった形に見えるようなものを進められるように、引き続き検討していきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○高橋委員 9番、高橋善貞です。今、町内会の加入率が30%に近づいているんです。そして、委員会の代表質問で町内会の対応についてお願い、お願いといひますか質問したのは、9月の定例会なんですよ。9月から今までいろいろ議論はされて来なかったのかってというのがまず1点。それと1銭もお金をかけないで、それで今後また、これから今新しく新年度を迎えて全町内会連合会も連休明けには総会を開くでしょうけど、これから後でまた新しい町内会の役員さんとか新しい町内会だとかを迎えるに当たって、全く何もなくて去年と同じようなやり方で、それで議論をして、これから議論をして、そして町内会の加入率アップにつなげていけるというふうに考えていらっしゃるんですか。

○生活課長 生活課長田中でございます。ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。まず1点目、9月定例会の話が十分に反映されていないのではないかというような趣旨の御質問だったと思いますが、なかなかこれといって有効的な策というのは非常に難しいものだと思っております。これはどこの地域に聞いてもですね、少子高齢化、人口減少の中でどうしても率っていうのは下がっていくと。中標津町の場合はかなり全道的にも低い部類に入っておりますが、簡単にですね、先生を呼んだから、それからフォーラムをやったから、それがすぐに加入率の変化につながるかという難しい部分もございます。ですので、非常に重要な議論だと思っておりますので、簡単に結論はちょっと出ないというふうにも思っている部分もございますので、役員さんも変わるといようなお話もありましたけども、全町連と引き続きですね、やはりどういったことが必要で、どういったことが優先順位あるのかというような話もですね、十分協議していきたいと思っております。まあ少し時間がかかることにはなりますが、引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、いろいろと御指導いただければと思っております。以上です。

全町内会連合会活動推進事業

○松村委員 18番、松村康弘でございます。この町民生活部の議論、全町内会連合会の活動推進事業として、うちの平山副委員長と高橋委員から問題提起がありました。それをお聞きした上で一言申し上げます。私たちの厚生常任委員会は昨年、室蘭と札幌において、この町内会の活性化のための方策をめぐって研究に行っていました。その中で復命書、報告書を書いております。それで、今後の施策としてどのようなものが必要なのか。特に休止状態にあるような町内会の活動において、子供たちの成長を支えるような活動こそが、これから町内会の参加人数を増やすことは出来ないかもしれないけれど、減らすことにはならないような努力が見込まれるようなお話とか、そういうことを復命書の中に書いてあります。議長宛てに出してありますけれども、ぜひ、議論はある意味熟していると思うんです。それをどうやって施策の中で反映させていくかが、今問われているのだと申し上げておきたいと思えます。以上です。

○生活課長 生活課長の田中でございます。ただいまの松村委員の御質問にお答えいたします。報告書の件は、私しっかりと目を通してはおりませんが、先週の委員会の中でも、そのよう

なお話があったということは聞いております。ぜひその報告書をしっかり拝見させていただきまして、一つでも前に進むように、いろいろと引き続き御指導いただければと思っております。ありがとうございます。

機能訓練事業

- 江口委員 8番、江口智子でございます。主要施策番号93の機能訓練事業について質問をさせていただきます。病院のリハビリ等を打ち切られてしまって、でも、まだ日常生活等に不安がある方たちをリハビリにつなげようということで、非常に大事な事業だというふうに思いますが、補足説明資料には事業対象者が書いてありまして、議案書37ページの条例、こちらには第6条に事業の実施については理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、それから保健師、またはトレーニング指導者等が当たるというふうに書いてあります。これは実施場所が社会福祉協議会の2階ということで、こちらに病院から、こういった療法士が来られて一緒に指導するのか、それとも連携にとどまり、現地での指導はあくまで保健師またはトレーニング指導者が当たるのか、運用に当たって、こちら辺のイメージをもう少し詳しく説明願います。
- 介護支援係長 はい。介護支援係長下柘棚です。江口委員の御質問にお答えいたします。指導人員ですけれども、介護支援係にいる理学療法士が主に担当いたします。また、体育館ですとか病院スタッフ等との交流、連携ということで、こういうような記載となっております。説明は以上でございます。

根室北部廃棄物処理広域連合負担金

- 佐藤委員 15番、佐藤です。主要施策103番、根室北部廃棄物処理広域連合負担金について質問いたします。前年度より増額になってはいますが、これは設備更新が主だというふうに思いますが、負担金圧縮のために、ごみを減らすことが必要だというふうに考えてはいますが、特に考えている対応策と、それと広域連合としてコンサルタントを依頼していると聞きますが役割を説明ください。以上です。
- 環境衛生係長 環境衛生係長の佐久間です。ただいまの佐藤委員の質問にお答えいたします。まず最初ですね、ごみの負担金が増額しているということの関係なんですけれども、特に来年度につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、施設整備の方もかなり大きな金額を占めております。特にですね、中央制御室というところの電子機器関係、こちらの方の全システムの更新ということがございまして、こちらで2億円以上かかるということで、来年度につきましては負担金が増額しているところでございます。もちろんごみの減量化につきましては、ごみの分別、細かいことから処分場の方で行える資源の分別等、様々行っておりますし、今後も当然、ごみの分別等、周知含めて行っていきたいと考えております。また次にコンサルの委託業務の関係でございまして、こちらにつきましては本年度、広域連合の方で発注してございます。ごみ処理施設の更新等検討業務委託という業務名でございまして、業務期間は令和5年の8月8日から令和6年の3月4日までとなっております。現在完成品の方が届いておりまして、これから完了検査等を行うというふうに聞いております。こちらにつきましては4月以降、広域連合の方で会議等を開いて内容の報告を行いたいというふうに聞いております。内容につきましては、こちらに令和3年度におきまして、広域連合の方で施設の精密検査を行ったところ、基幹改良工事に大がかりな施設整備が必要になるという

ことが判明しております。こちらにつきましては、現在のこの施設をそのまま延命化するという工事をするのか、もしくは何らかの焼却方式を新しくして新設するのかという検討も必要になってくるだろうというところがございます。こちらにつきましては各町の行政職の担当者、技術者だけではなかなか判断が難しいということがございまして、運営委員会の中でコンサルの協力を得ながら、業務を進めたほうがよいということで、令和5年度において発注したという形になってございます。こちらにつきましても6年度以降、検討協議進めていく形になるかと思っております。以上でございます。

以下は質疑なし

- ・ 一般会計予算歳出以外
- ・ 国民健康保険事業特別会計予算の質疑
- ・ 後期高齢者特別会計予算の質疑
- ・ 介護保険事業特別会計予算
- ・ 議案第12号中標津町基金条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 議案第13号中標津町地域子ども・子育て支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 議案第14号中標津町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 議案第20号中標津町合葬墓条例制定について
- ・ 議案第21号中標津町機能訓練事業実施条例制定について